

北海道告示第10650号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年12月12日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

A S P O

河東郡士幌町字士幌西2線161-124ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

士幌町農業協同組合 代表理事 高橋 正道

河東郡士幌町字士幌西2線159番地

株式会社ホームマックニコット 代表取締役 氏家 智

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号

有限会社北嶋商店 代表取締役 北嶋 克章

河東郡士幌町字士幌西2線160番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
士幌町農業協同組合	代表理事 高橋 正道	河東郡士幌町字士幌西2線159番地
マツイ	松井 茂雄	河東郡士幌町字士幌167番地
有限会社大口薬局	代表取締役 大口 静夫	河東郡士幌町字士幌西2線160番地
株式会社ホームマックニコット	代表取締役 氏家 智	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号
有限会社北嶋商店	代表取締役 北嶋 克章	河東郡士幌町字士幌西2線160番地
道東電機株式会社	代表取締役 佐藤 睦浩	帯広市大通南24丁目1番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年3月30日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,414㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	166台
イ 駐輪場の収容台数	37台
ウ 荷さばき施設の面積	209㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量	50m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
士幌町農業協同組合	午前9時	午後9時
マツイ	午前9時	午後9時
有限会社大口薬局	午前9時	午後9時
株式会社ホームマックニコット	午前9時	午後8時
有限会社北嶋商店	午前9時	午後8時
道東電機株式会社	午前9時	午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所（出入口3箇所、入口1箇所）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日 平成28年7月29日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年8月12日（金）から同年12月12日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、士幌町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は士幌町へ問い合わせること。